

河川の水質に係る環境上の基準

(1) 生活環境の保全に関する環境上の水質基準

項目 類型	基準値						
	生活環境項目					特殊項目	
	水素イオン濃度(pH)	生物化学的酸素要求量(BOD)	浮遊物質(SS)	溶存酸素量(DO)	大腸菌数	総窒素(T-N)	総リン(T-P)
AA	6.5以上 8.5以下	1mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	20CFU/100ml以下	1.0mg/L以下	0.10mg/L以下
A	6.5以上 8.5以下	2mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	300CFU/100ml以下	1.5mg/L以下	0.20mg/L以下
B	6.5以上 8.5以下	3mg/L以下	25mg/L以下	5mg/L以上	1,000CFU/100ml以下	2.0mg/L以下	0.30mg/L以下
C	6.5以上 8.5以下	5mg/L以下	50mg/L以下	5mg/L以上	—	3.0mg/L以下	0.40mg/L以下
D	6.0以上 8.5以下	8mg/L以下	100mg/L以下	2mg/L以上	—	4.0mg/L以下	0.55mg/L以下
E	6.0以上 8.5以下	10mg/L以下	ごみ等の浮遊が認められないこと。	2mg/L以上	—	5.0mg/L以下	0.65mg/L以下
測定方法	日本工業規格K0102(以下この表において「規格」という。)12.1に掲げる方法	規格21に掲げる方法	昭和46年環境庁告示第59号(水質汚濁に係る環境基準について)付表9に掲げる方法	規格32に掲げる方法又は光学式DO計による測定	環境庁告示付表10に掲げる方法	規格45.2、45.4又は45.6に掲げる方法	規格46.3.1又は46.3.4に掲げる方法

備考

- 生活環境項目の規準値は、日間平均値とする。ただし、大腸菌数に係る基準値については、90%水質値(年間の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べた際の0.9×n番目(nは日間平均値のデータ数)のデータ値(0.9×nが整数でない場合は端数を切り上げた整数番目の値をとる。))とする。
- 特殊項目の規準値は、年間平均値とする。
- 農業用利水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/L以上、総窒素1mg/L以下とする。
- 大腸菌数に用いる単位はCFU(コロニー形成単位(Colony Forming Unit))/100mlとし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。

(2) 生物及び人の感覚による補助指標

ア 生物指標

ランク		水生生物	魚類
I	きれいな水	サワガニ ヒラタカゲロウ カワゲラ類 ナベブタムシ ヘビトンボ ヤマトビケラ ナガレトビケラ ニンギョウトビケラ クロツツトビケラ アミカ ブユ	タカハヤ アカザ アユ イワナ アマゴ カジカ カワヨシノボリ
II	ややきれいな水	カワニナ スジエビ コカゲロウ ヤマサナエ コオニヤンマ コヤマトンボ シマアメンボ コガタシマトビケラ ギフシマトビケラ ヒラタドロムシ ゲンジボタル	フナ類 オイカワ カワムツ アブラハヤ ウグイ カマツカ シマドジョウ ナマズ アユ ドンコ ヨシノボリ類 (カワヨシノボリを除く)
III	きたない水	タニシ ユリミミズ ヒル ミズムシ サホコカゲロウ タイコウチ ミズカマキリ	フナ類 オイカワ ドジョウ ヨシノボリ類 (カワヨシノボリを除く)
IV	とてもきたない水	サカマキガイ エラミミズ イトミミズ アメリカザリガニ チョウバエ ユスリカ セスジユスリカ	

備考

- 1 評価は、各項目を総合的に判断することにより行うものとする。
- 2 Iの項魚類の欄のイワナ・アマゴは、河川上流・低水温域に適用するものとする。

イ 感覚指標

ランク	川の 感じ	親水のイメージ	感覚指標			
			ゴミ	透視度(cm)	河床状況	川の におい
a	とても 快適	川の中に入って 遊びたいと思え る。	ない	100以上	砂、レキ質等がはっきり見える。 うっすらと苔が付いている。	とても快
b	快適		少しあるが気に ならない。	70以上	藻類等附着物に覆われている。	快
c	不快	川の中に入りた くないが釣りな どはできる。	目立つ程あつて 気になる。	30以上	部分的にミズワタが発生している。	不快
d	とても 不快	川に近づきたい と思わない。	多くあつてひど く気になる。	30未満	河床全面にミズワタが発生してい るか、ヘドロ状になっている。	とても不快